



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*53	知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例	(人事課).....	3
*54	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(").....	4
*55	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(").....	22
*56	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	(").....	27
*57	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(").....	28
*58	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(").....	32
*59	和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	(青少年・男女共同参画課).....	33
*60	和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例	(下水道課).....	34
*61	教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会).....	37
*62	市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(").....	46
*63	警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	57

公布された条例のあらまし

◇ 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の期末手当の支給割合を引き上げました。(第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の知事及び副知事の給与その他の給付条例の規定は、平成30年12月1日から適用します。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について次のとおり改定しました。

- (1) 宿日直手当の上限額を引き上げました。(第19条関係)
- (2) 初任給調整手当の上限額を引き上げました。(第20条関係)
- (3) 勤勉手当の支給割合を引き上げました。(第24条関係)
- (4) 給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(別表第1～別表第3関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、1の(3)を除く1の改正に係る規定は平成30年4月1日から、1の(3)の改正に係る規定は同年12月1日から適用します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(別表第1～別表第6関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用します。

◇ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給与について次のとおり改定しました。

(1) 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の給料表の給料月額を若年層を中心に引き上げました。(第5条関係)

(2) 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の期末手当の支給割合を上げました。(第6条関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は、1の(1)の改正に係る規定は平成30年4月1日から、1の(2)の改正に係る規定は同年12月1日から適用します。

◇ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与について次のとおり改定しました。

(1) 特定任期付職員の給料表の給料月額及び特定業務等従事任期付職員の給料表の給料月額を若年層を中心に上げました。(第7条及び別表第1～別表第3関係)

(2) 特定任期付職員の期末手当の支給割合を上げました。(第10条関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定は、1の(1)の改正に係る規定は平成30年4月1日から、1の(2)の改正に係る規定は同年12月1日から適用します。

◇ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員に支給する特殊勤務手当について、病院看護業務等手当の額を上げました。(第13条関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の第13条の規定は、平成30年4月1日から適用します。

◇ 和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

1 条例概要

青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止するとともに、所要の改正を行うこととしました。(第15条、第20条、第26条の2及び第33条関係)

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公営企業法の財務規定等を和歌山県流域下水道事業に適用するとともに、所要の改正を行うこととしました。(第1条～第15条関係)

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

◇ 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、教育職員の給与について次のとおり改定しました。

- (1) 宿日直手当の上限額を上げました。(第18条関係)
- (2) 勤勉手当の支給割合を上げました。(第20条関係)
- (3) 給料表の給料月額を若年層を中心に上げました。(別表第2及び別表第3関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の教育職員の給与に関する条例の規定は、1の(2)を除く1の改正に係る規定は平成30年4月1日から、1の(2)の改正に係る規定は同年12月1日から適用します。

◇ 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、市町村立学校職員の給与について次のとおり改定しました。

- (1) 宿日直手当の上限額を上げました。(第19条関係)
- (2) 給料表の給料月額を若年層を中心に上げました。(別表第1～別表第3関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用します。

◇ 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、警察職員の給与について次のとおり改定しました。

- (1) 宿日直手当の上限額を上げました。(第17条関係)
- (2) 勤勉手当の支給割合を上げました。(第22条関係)
- (3) 給料表の給料月額を若年層を中心に上げました。(別表第2関係)

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の警察職員の給与に関する条例の規定は、1の(2)を除く1の改正に係る規定は平成30年4月1日から、1の(2)の改正に係る規定は同年12月1日から適用します。

条 例

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第53号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与その他の給付条例(昭和22年和歌山県条例第13号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の知事及び副知事の給与その他の給付条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の知事及び副知事の給与その他の給付条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第54号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 宿日直手当の額は、勤務1回につき4,400円(入院患者等の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては2万1,000円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては7,400円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務その他人事委員会規則で定めるものにあつては、その額は、<u>6,600円</u>(入院患者等の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては3万1,500円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては<u>1万1,100円</u>)を超えない範</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 宿日直手当の額は、勤務1回につき4,200円(入院患者等の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては2万円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては7,200円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務その他人事委員会規則で定めるものにあつては、その額は、<u>6,300円</u>(入院患者等の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては3万円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては<u>1万800円</u>)を超えない範囲内において人</p>

圏内において人事委員会規則で定める額とする。

- 3 第 1 項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務にあっては、その額は、2 万 2,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。
- 4 略

(初任給調整手当)

第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 35 年以内、第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 11 年以内、第 4 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日(第 1 号から第 3 号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から 1 年を経過するごとに人事委員会規則の定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 行政職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 41 万 4,800 円
- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 5 万 800 円
- (3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 3 万 3,100 円
- (4) 略

2・3 略

(勤勉手当)

第24条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 95 (特定幹部職員にあっては、100 分の 115) を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 47.5 (特定幹部職員にあっては、100 分の 57.5) を乗じて得た額の総額

3～5 略

事委員会規則で定める額とする。

- 3 第 1 項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務にあっては、その額は、2 万 1,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。
- 4 略

(初任給調整手当)

第20条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 35 年以内、第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 11 年以内、第 4 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日(第 1 号から第 3 号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から 1 年を経過するごとに人事委員会規則の定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 行政職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 41 万 4,300 円
- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 5 万 700 円
- (3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 3 万 3,000 円
- (4) 略

2・3 略

(勤勉手当)

第24条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 90 (特定幹部職員にあっては、100 分の 110) を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 42.5 (特定幹部職員にあっては、100 分の 52.5) を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1 (第 8 条関係)

行政職給料表

職員	職務								
----	----	--	--	--	--	--	--	--	--

の 区 分	の 級 号級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
再	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
任	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
用	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
職	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
員	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
以	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
外	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
の	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
職	77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200				
	79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500				
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800				
員	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000				
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300				
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600				

84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600	381,500					
95		295,200	343,100	381,900					
96		295,600	343,500	382,300					
97		295,800	343,700	382,600					
98		296,100	344,100	383,100					
99		296,500	344,500	383,500					
100		296,900	344,800	383,900					
101		297,100	345,100	384,200					
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							

再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第 9 項に規定する職員を除く。

別表第 2 (第 8 条関係)

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	144,300	194,000	280,200	331,500	388,800
	2	145,400	196,600	282,600	333,700	391,700
	3	146,600	199,000	285,000	335,900	394,300
	4	147,700	201,400	287,400	337,900	397,100
	5	148,800	203,900	289,700	339,700	399,200
	6	150,100	206,200	291,900	341,800	401,900
	7	151,400	208,500	293,900	343,900	404,600
	8	152,700	210,700	295,900	345,900	407,300
	9	153,800	212,800	298,000	347,600	409,800
	10	155,500	215,100	300,600	349,600	412,400
	11	157,100	217,600	303,200	351,700	415,100
	12	158,700	219,900	306,000	353,600	417,900
	13	160,200	221,900	308,100	355,600	420,500
	14	162,100	224,300	310,700	357,500	423,200
	15	164,000	226,700	313,200	359,300	426,000
	16	166,000	229,100	316,000	361,200	428,700
	17	167,800	231,300	318,600	362,900	431,200
	18	170,000	234,100	320,800	364,800	433,800
	19	172,200	237,000	323,000	366,500	436,300
	20	174,300	239,900	325,100	368,500	438,900
	21	176,500	242,400	327,300	370,000	441,400
	22	178,900	245,100	329,300	372,000	444,000
	23	181,200	247,600	331,300	373,700	446,600
	24	183,500	250,300	333,300	375,600	449,100
	25	185,600	253,000	335,200	377,000	451,300
	26	187,800	255,400	337,100	378,700	453,600
	27	189,900	257,700	338,900	380,600	456,100
	28	192,000	259,900	340,700	382,500	458,600

	29	194,100	262,500	342,600	384,200	461,100
	30	195,700	264,700	344,300	386,100	463,600
	31	197,500	266,600	345,800	388,000	466,100
	32	199,200	268,700	347,500	389,900	468,600
	33	201,000	270,400	348,700	391,500	470,900
	34	202,900	272,400	350,100	393,300	473,300
	35	204,800	274,500	351,400	394,900	475,700
	36	206,700	276,400	352,900	396,700	478,200
	37	208,200	278,300	354,100	397,900	480,600
	38	210,100	279,800	355,500	399,400	483,100
	39	212,000	281,000	356,700	400,800	485,500
	40	213,900	282,500	358,100	402,200	488,000
	41	215,700	283,900	358,800	403,600	490,300
	42	217,600	284,800	359,900	404,900	492,500
再	43	219,500	285,800	361,100	406,400	494,700
	44	221,400	286,800	362,200	408,000	496,900
	45	223,100	287,500	363,300	409,400	498,600
任	46	225,000	288,700	364,500	410,600	500,100
	47	226,800	289,900	365,800	412,200	501,700
	48	228,600	291,100	366,900	413,800	503,200
	49	230,300	292,400	368,000	415,100	504,900
用	50	232,100	293,700	369,300	416,500	506,300
	51	233,800	294,800	370,600	418,000	507,700
	52	235,500	295,900	371,900	419,400	509,200
	53	236,900	297,100	372,600	420,800	510,300
職	54	238,700	298,300	373,600	422,200	511,500
	55	240,400	299,600	374,500	423,600	512,700
	56	242,000	300,700	375,500	425,000	513,900
	57	243,200	301,500	376,300	426,100	514,800
員	58	244,400	302,600	377,100	427,400	515,800
	59	245,400	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	246,500	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	247,600	305,800	379,100	430,900	518,900
以	62	248,700	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	249,600	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	250,700	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	251,900	309,900	382,200	434,600	522,000
外	66	252,900	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	254,000	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	254,900	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	255,800	313,900	385,200	437,200	525,100
の	70	257,200	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	258,700	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	260,000	317,100	387,300	438,800	527,500

職	73	261,400	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	262,800	318,600	388,600		
	75	264,200	319,700	389,200		
	76	265,300	320,800	389,900		
員	77	266,400	321,900	390,600		
	78	267,600	322,900	391,200		
	79	268,900	323,800	391,800		
	80	270,000	324,700	392,400		
	81	271,200	325,800	393,000		
	82	272,500	326,600	393,600		
	83	273,800	327,300	394,200		
	84	275,000	328,100	394,800		
	85	276,100	328,600	395,300		
	86	277,200	329,100	395,800		
	87	278,500	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		
	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			
	93	284,800	332,200			
94	285,800	332,600				
95	286,800	333,100				
96	287,800	333,600				
97	288,100	334,100				
98	289,000	334,600				
99	289,700	335,100				
100	290,600	335,600				
101	291,500	336,100				
102	292,200	336,600				
103	292,900	337,100				
104	293,600	337,600				
105	294,300	338,100				
106	294,800	338,500				
107	295,300	339,000				
108	295,800	339,400				
109	296,000	339,900				
110	296,400	340,300				
111	296,700	340,800				
112	297,000	341,200				
113	297,300	341,700				
114	297,600	342,100				
115	297,900	342,600				

	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 3 (第 8 条関係)

ア 医療職給料表 (1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900

	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
再	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
任	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
用	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
	41	370,700	436,200	490,100	548,200
職	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
員	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
以	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
外	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
の	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
職	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700

員	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100		
90		483,000			
91		483,600			
92		484,000			
93		484,500			
94		485,100			
95		485,700			
96		486,300			
97		486,800			
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医 療 職 給 料 表 (2)

職	職						
---	---	--	--	--	--	--	--

員の 区分	務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900
再	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300

任	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
用	44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
職	48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
員	52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
以	56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
外	60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
の	64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
	67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600		
職	68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200		
	69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600		
	70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100		
	71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600		
員	72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100		
	73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700		
	74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		

83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				
107			331,800				
108			332,000				
109			332,200				
110			332,600				
111			333,000				
112			333,400				
113			333,600				
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医 療 職 給 料 表 (3)

職員の職務の	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

区 分	級 号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700

	41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200
	42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700
	43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200
	44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500
	45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000
	49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
再	67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700	
任	72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100	
用	76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100	
職	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
員	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	

	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
以	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
外	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
	94	281,900	315,000	348,400	366,400	
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	
の	96	283,800	316,300	349,700	367,100	
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	
	98	285,200	317,300	350,500	368,200	
	99	285,800	317,900	351,000	368,700	
職	100	286,700	318,600	351,400	369,200	
	101	287,500	319,000	351,900	369,800	
	102	288,300	319,600	352,300	370,300	
	103	289,100	320,200	352,800	370,800	
員	104	289,900	320,800	353,200	371,200	
	105	290,600	321,200	353,500	371,800	
	106	291,100	321,700	354,000	372,300	
	107	291,600	322,200	354,400	372,800	
	108	292,100	322,700	354,700	373,300	
	109	292,300	323,100	355,200	373,900	
	110	292,600	323,500	355,700	374,300	
	111	292,800	323,800	356,200	374,800	
	112	293,200	324,100	356,700	375,300	
	113	293,500	324,500	357,200	375,900	
	114	293,700	324,900	357,700	376,300	
	115	294,100	325,300	358,200	376,800	
	116	294,400	325,600	358,600	377,300	
	117	294,700	325,800	359,000	377,900	
	118	295,000	326,100	359,400	378,300	
	119	295,300	326,500	359,900	378,800	
	120	295,700	326,700	360,400	379,300	
	121	296,000	326,900	360,800	379,900	
	122	296,400	327,200	361,300		
	123	296,700	327,500	361,800		
	124	297,100	327,800	362,300		
	125	297,300	328,000	362,600		
	126	297,500	328,300			
	127	297,800	328,700			

128	298,200	328,900				
129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				
133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					

再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定（第24条第2項の規定を除く。）は平成30年4月1日から、同項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第55号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1（第26条関係）

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
給料月額	円 153,000	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	円 389,900	円 441,000

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に

かかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、167,200円又は187,200円とする。

別表第2(第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料 月額	円 153,800	円 203,900	円 283,500	円 325,900	円 384,400

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、172,200円とする。

別表第3(第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表

ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料 月額	円 257,600	円 338,600	円 393,000	円 466,000

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料 月額	円 183,200	円 193,200	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800	円 365,000

備考

- 1 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級で職種が薬剤師で人事委員会規則で定めるもの又は獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、212,000円とする。
- 3 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級で職種が栄養士であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、171,900円とする。

ウ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料 月額	円 168,800	円 208,100	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200

備考

- 1 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、216,400円とする。

別表第4 (第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員教育職給料表

ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料 月額	円 164,100	円 209,100	円 331,100	円 415,200

備考

- 1 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第2条第1号及び第2号に規定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、183,900円又は205,100円とする。
- 3 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料 月額	円 164,100	円 186,700	円 324,400	円 405,200

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第2条第3号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、183,900円又は205,100円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、209,100円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

別表第5(第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員警察官給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
給料 月額	円 174,400	円 253,200	円 257,300	円 288,600	円 305,100	円 319,200	円 342,800	円 377,900	円 409,500

備考

- この表は、警察官の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、206,900円とする。

別表第6(第26条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員市町村立学校職員給料表

ア 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料 月額	円 164, 100	円 186, 700	円 324, 400	円 405, 200

備考

- 1 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する職員のうち学校栄養職員及び事務職員を除いたものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 1 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、183, 900円又は205, 100円とする。
- 3 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 2 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、209, 100円とする。
- 4 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 3 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7, 500円を加算した額とする。

イ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(2)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料 月額	円 164, 100	円 209, 100	円 331, 100	円 415, 200

備考

- 1 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 1 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、183, 900円又は205, 100円とする。
- 3 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が 3 級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7, 700円を加算した額とする。

ウ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員学校栄養職員給料表

職務					
----	--	--	--	--	--

の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料	円	円	円	円	円
月額	171,900	193,200	243,500	256,900	282,100

備考 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第1号に規定する職員のうち学校栄養職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の育児休業等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の育児休業等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第56号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(給与に関する特例) 第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。		(給与に関する特例) 第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	<u>396,000</u>	1	395,000
2	<u>456,000</u>	2	455,000
3	<u>516,000</u>	3	515,000
4	<u>596,000</u>	4	595,000
5	<u>693,000</u>	5	692,000
6	<u>791,000</u>	6	790,000
2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。		2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	

号給	給料月額
	円
1	330,000
2	366,000
3	394,000

3～7 略

(給与条例の適用除外等)

第6条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員(」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額」とあるのは「100分の170を乗じて得た額」とする。

号給	給料月額
	円
1	329,000
2	365,000
3	393,000

3～7 略

(給与条例の適用除外等)

第6条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。)第5条の規定」と、給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員(」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額」とあるのは「100分の165を乗じて得た額」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第1項及び第2項の規定は平成30年4月1日から、改正後の第6条第3項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定を適用する場合には、改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第57号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(特定任期付職員の給与に関する特例)
 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

2～5 略

(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等)
 第10条 略

- 2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは「100分の170を乗じて得た額」とする。
- 3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。
- 4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官()とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付

改正前

(特定任期付職員の給与に関する特例)
 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

2～5 略

(特定任期付職員の給与条例等の適用除外等)
 第10条 略

- 2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第14条の3、第19条の4第1項及び第23条第2項の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、職員の給与条例第14条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の4第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)と、職員の給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額)」とあるのは「100分の165を乗じて得た額」とする。
- 3 特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第3条第1項、第15条の6第1項及び第19条第2項の規定の適用については、教育職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の6第1項中「人事委員会規則で定める職員()とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)と、教育職員の給与条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。
- 4 特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第3条第1項、第19条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、警察職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第1項中「人事委員会規則で定める警察官()とあるのは「人事委員会規則で定める警察官(任期付

職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける警察官を含む。」と、警察職員の給与条例第 21 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 165」と、「100 分の 137.5 を乗じて得た額 (人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官 (第 22 条第 2 項において「特定幹部警察官」という。)) にあつては、6 月に支給する場合には 100 分の 102.5、12 月に支給する場合には 100 分の 117.5 を乗じて得た額」とあるのは「100 分の 170 を乗じて得た額」とする。

5 略

職員条例第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける警察官を含む。」と、警察職員の給与条例第 21 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 165」と、「100 分の 137.5 を乗じて得た額 (人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官 (第 22 条第 2 項において「特定幹部警察官」という。)) にあつては、6 月に支給する場合には 100 分の 102.5、12 月に支給する場合には 100 分の 117.5 を乗じて得た額」とあるのは「100 分の 165 を乗じて得た額」とする。

5 略

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1 (第 8 条関係)

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
給料 月額	円 153,000	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	円 389,900	円 441,000

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての特定業務等従事任期付職員に適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が 1 級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、167,200円又は187,200円とする。

別表第 2 (第 8 条関係)

特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料 月額	円 153,800	円 203,900	円 283,500	円 325,900	円 384,400

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が 1 級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、172,200円とする。

別表第 3 (第 8 条関係)

ア 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料 月額	円 257,600	円 338,600	円 393,000	円 466,000

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料 月額	円 183,200	円 193,200	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800	円 365,000

備考

- この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が 2 級で職種が薬剤師で人事委員会規則で定めるもの又は獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、212,000円とする。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が 1 級で職種が栄養士であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、171,900円とする。

ウ 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料 月額	円 168,800	円 208,100	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200

備考

- この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従

事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

- 2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額、この表の額にかかわらず、216,400円とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定(第10条の規定を除く。)は平成30年4月1日から、同条の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第58号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年和歌山県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(病院看護業務等手当) 第13条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号の場合 勤務1回につき、次に 掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる額(勤 務の交替に伴う事情について特別の考慮を 必要とすると知事が認める場合にあっては、 当該額に660円を加算した額)</p> <p>ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務で ある場合 7,300円</p> <p>イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務(1 月につき8回目までのものに限る。)で ある場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲 げる額</p> <p>(ア) 深夜における勤務時間が4時間以上で ある場合 3,550円</p> <p>(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4 時間未満である場合 3,100円</p> <p>(ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満で ある場合 2,150円</p> <p>ウ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務(1 月につき8回目までのものを除く。)で ある場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲 げる額</p> <p>(ア) 深夜における勤務時間が4時間以上で ある場合 4,050円</p> <p>(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4</p>	<p>(病院看護業務等手当) 第13条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号の場合 勤務1回につき、次に 掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる額(勤 務の交替に伴う事情について特別の考慮を 必要とすると知事が認める場合にあっては、 当該額に660円を加算した額)</p> <p>ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務で ある場合 6,800円</p> <p>イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務(1 月につき8回目までのものに限る。)で ある場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲 げる額</p> <p>(ア) 深夜における勤務時間が4時間以上で ある場合 3,300円</p> <p>(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4 時間未満である場合 2,900円</p> <p>(ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満で ある場合 2,000円</p> <p>ウ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務(1 月につき8回目までのものを除く。)で ある場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲 げる額</p> <p>(ア) 深夜における勤務時間が4時間以上で ある場合 3,800円</p> <p>(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4</p>

時間未満である場合 3,600円
 (ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,550円
 (2)・(3) 略

時間未満である場合 3,400円
 (ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,400円
 (2)・(3) 略

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条の規定は、平成30年4月1日から適用する。
(手当の内払)
- 改正後の第13条の規定を適用する場合においては、改正前の第13条の規定に基づいて支給された病院看護業務等手当は、改正後の第13条の規定による病院看護業務等手当の内払とみなす。

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第59号

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(有害図書等の販売又は貸付けの禁止等) 第15条 略 2～4 略 5 知事は、第3項の規定による有害図書等の管理方法又は陳列方法等について、必要があるときは、その改善等について指導助言することができる。</p> <p>(夜間の興行等への入場禁止) 第20条 興行者及び客に遊技、図書等の閲覧若しくは視聴、インターネットの利用又はスポーツを行わせる営業で知事が定めるものを営む者（以下「興行者等」という。）は、夜間（午後10時から午前4時までの間をいう。以下同じ。）に営業を営む場合は、当該営業の場所に<u>青少年（保護者が同伴する15歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した青少年を除く。）</u>を入場させてはならない。 2・3 略</p> <p>(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止) 第26条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第33条第4項第5号において同じ。）の提供を求めてはならない。</p> <p>(罰則) 第33条 略 2・3 略 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) 略</p>	<p>(有害図書等の販売又は貸付けの禁止等) 第15条 略 2～4 略 5 知事は、第2項の規定による有害図書等の管理方法又は陳列方法等について、必要があるときは、その改善等について指導助言することができる。</p> <p>(夜間の興行等への入場禁止) 第20条 興行者及び客に遊技、図書等の閲覧若しくは視聴、インターネットの利用又はスポーツを行わせる営業で知事が定めるものを営む者（以下「興行者等」という。）は、夜間（午後10時から午前4時までの間をいう。以下同じ。）に営業を営む場合は、当該営業の場所に青少年を入場させてはならない。 2・3 略</p> <p>(罰則) 第33条 略 2・3 略 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) 略</p>

(5) 第26条の2の規定に違反して、青少年に対し、次に掲げる行為を行った者

ア 拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。

イ 欺き、威迫し、又は困惑させる方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。

ウ 対償を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。

5～9 略

5～9 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第60号

和歌山県流域下水道条例の一部を改正する条例

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p><u>和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p>(設置) 第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、<u>和歌山県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）</u>を設置する。</p> <p>(経営の基本) 第2条 <u>流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</u></p> <p>2 <u>流域下水道事業の施設（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号に規定する流域下水道をいう。以下単に「施設」という。）の名称及び同法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道により下水を処理する区域の存する市町は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">施設の名称</td> <td style="text-align: center;">処理する区域の存する市町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 <u>流域下水道事業は、施設の設置、改築、修繕、維持その他の管理に係る事業を行うものとする。</u></p> <p>(地方公営企業法の規定の適用) 第3条 <u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号</u></p>	施設の名称	処理する区域の存する市町	略		<p><u>和歌山県流域下水道条例</u></p> <p>(設置) 第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、<u>下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第1項の規定に基づき、流域下水道</u>を設置する。</p> <p>(名称等) 第2条</p> <p style="text-align: center;">流域下水道の名称及び下水道法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道により下水を処理する区域の存する市町は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">処理する区域の存する市町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	名称	処理する区域の存する市町	略	
施設の名称	処理する区域の存する市町								
略									
名称	処理する区域の存する市町								
略									

）第2条第3項の規定により、流域下水道事業に同条第2項に規定する財務規定等を適用する。

。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 地方公営企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 地方公営企業法第34条において読み替えて適用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 流域下水道事業の業務に関し、地方公営企業法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が7,000万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償額の決定で当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 地方公営企業法第40条の2第1項の規定に基づく流域下水道事業に関する業務の状況を説明する書類は、毎事業年度4月1日から9月30日までの間の業務の状況にあつては11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況にあつては5月31日までにそれぞれ作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成するものにあつては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成するものにあつては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 流域下水道事業の概要

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営の状況を明らかにするため必要な事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(指定管理者による管理)

第8条 施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 施設の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、施設の管理に関

(指定管理者による管理)

第3条 流域下水道の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 流域下水道の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、流域下水道の管

し、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)
第10条 指定管理者が指定を受けて施設の管理を行う期間は、5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

第11条 略

(指定管理者の指定)
第12条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
 (1) 事業計画書の内容が、施設を適切に維持管理することができるものであること。
 (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の削減を図るものであること。
 (3) 略

(業務報告の聴取等)
第13条 知事は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(秘密保持義務)
第14条 指定管理者は、施設が保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。
 2 第9条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)
第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

理に関し、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の指定の期間)
第5条 指定管理者が指定を受けて流域下水道の管理を行う期間は、5年以内とする。ただし、再指定を妨げない。

第6条 略

(指定管理者の指定)
第7条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
 (1) 事業計画書の内容が、流域下水道を適切に維持管理することができるものであること。
 (2) 事業計画書の内容が、流域下水道の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の削減を図るものであること。
 (3) 略

(業務報告の聴取等)
第8条 知事は、流域下水道の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(秘密保持義務)
第9条 指定管理者は、流域下水道が保有する個人情報(以下この項において「保有個人情報」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。
 2 第4条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)
第10条 この条例に定めるもののほか、流域下水道の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(和歌山県特別会計条例の一部改正)

2 和歌山県特別会計条例(昭和39年和歌山県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第1条関係)			別表(第1条関係)		
名称	目的又は内容	歳入及び歳出	名称	目的又は内容	歳入及び歳出
略			略		
和歌山県自動車税等証紙特別会計	略	略	和歌山県自動車税等証紙特別会計	略	略

略	略	略

(和歌山県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による改正前の和歌山県特別会計条例の規定による和歌山県流域下水道事業特別会計（次項において「旧特別会計」という。）の平成30年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧特別会計に属する権利義務は、この条例による改正後の和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例の規定に基づき設置する和歌山県流域下水道事業に係る地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく特別会計に帰属するものとする。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第61号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当) 第18条 略 2 宿日直手当の額は、勤務1回につき4,400円 (人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては6,100円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務その他人事委員会規則で定めるものにあつては、その額は、6,600円(人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、9,150円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。 3 略</p> <p>(勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい</p>	<p>(宿日直手当) 第18条 略 2 宿日直手当の額は、勤務1回につき4,200円 (人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては5,900円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務その他人事委員会規則で定めるものにあつては、その額は、6,300円(人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、8,850円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。 3 略</p> <p>(勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい</p>

て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2 (第 8 条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	157,900	202,300	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	376,400	457,600

	25	205,100	252,100	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	400,300	
	39	228,500	283,500	401,700	
	40	230,300	285,500	403,100	
	41	232,000	287,300	404,800	
	42	233,700	289,700	406,200	
	43	235,300	292,000	407,500	
	44	236,900	294,500	409,000	
	45	238,300	296,500	410,600	
	46	239,700	299,000	411,900	
	47	241,000	301,300	413,400	
	48	242,200	304,000	415,000	
	49	243,600	306,400	416,700	
	50	245,100	308,800	418,100	
	51	246,300	311,300	419,700	
	52	247,800	313,600	421,200	
	53	249,000	315,800	422,900	
	54	250,200	318,000	424,400	
	55	251,600	320,100	426,000	
	56	252,700	322,300	427,600	
	57	254,000	324,200	429,100	
再	58	255,100	326,300	430,600	
	59	256,200	328,400	431,800	
	60	257,400	330,400	433,000	
	61	258,700	332,500	434,200	
任	62	259,800	334,600	435,500	
	63	261,200	336,800	436,800	
	64	262,300	339,000	438,000	
	65	263,600	340,700	439,200	
用	66	265,100	342,900	440,400	
	67	266,600	344,900	441,600	
	68	268,300	347,100	442,800	

職	69	269,700	348,900	444,000
	70	271,100	350,800	445,200
	71	272,500	352,800	446,400
	72	273,900	354,800	447,600
員	73	275,000	356,400	448,700
	74	276,400	358,300	449,300
	75	277,800	360,100	449,800
	76	279,000	362,000	450,300
以	77	280,200	363,800	450,800
	78	281,400	365,500	
	79	282,600	367,200	
	80	283,800	368,800	
外	81	284,900	370,300	
	82	286,100	371,800	
	83	287,300	373,300	
	84	288,500	374,700	
の	85	289,500	375,800	
	86	290,600	377,200	
	87	291,600	378,600	
	88	292,800	379,900	
職	89	293,900	381,200	
	90	295,000	382,500	
	91	296,200	383,700	
	92	297,400	385,000	
員	93	297,900	386,300	
	94	298,900	387,400	
	95	300,000	388,700	
	96	301,200	389,900	
	97	302,200	391,300	
	98	303,300	392,300	
	99	304,300	393,400	
	100	305,400	394,400	
	101	306,300	395,300	
	102	307,400	396,300	
	103	308,500	397,400	
	104	309,500	398,500	
	105	310,100	399,200	
	106	311,000	400,100	
	107	311,800	401,000	
	108	312,600	401,900	
	109	313,500	402,700	
	110	313,900	403,600	
	111	314,300	404,400	
	112	314,800	405,200	

	113	315,400	405,800		
	114	315,800	406,500		
	115	316,300	407,200		
	116	316,800	407,900		
	117	317,400	408,500		
	118	317,900	409,000		
	119	318,300	409,400		
	120	318,800	409,800		
	121	319,300	410,200		
	122	319,700	410,500		
	123	320,200	410,800		
	124	320,700	411,000		
	125	321,300	411,200		
	126	321,600	411,500		
	127	321,900	411,800		
	128	322,200	412,000		
	129	322,400	412,200		
	130	322,700	412,500		
	131	323,000	412,800		
	132	323,300	413,000		
	133	323,500	413,200		
	134	323,700	413,500		
	135	323,900	413,800		
	136	324,200	414,000		
	137	324,500	414,200		
	138	324,700	414,500		
	139	325,000	414,800		
	140	325,300	415,000		
	141	325,500	415,200		
	142	325,700	415,500		
	143	326,000	415,800		
	144	326,200	416,000		
	145	326,500	416,200		
	146	326,700			
	147	327,000			
	148	327,300			
	149	327,500			
	150	327,700			
	151	328,000			
	152	328,300			
	153	328,500			
再 任					

用 職 員		234,000	274,300	331,100	415,200
-------------	--	---------	---------	---------	---------

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 (第8条関係)

中学校教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	157,900	173,900	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	356,700	444,600

	31	214,700	236,200	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	370,000	
	39	227,700	257,100	371,300	
	40	229,400	259,400	372,900	
	41	231,000	262,000	374,000	
	42	232,700	264,400	375,400	
	43	234,300	266,600	376,800	
	44	235,900	268,800	378,300	
	45	237,600	270,900	379,700	
	46	239,100	273,100	381,300	
	47	240,400	275,300	382,900	
	48	241,800	277,300	384,400	
	49	243,000	279,600	385,800	
	50	244,400	281,600	387,300	
	51	245,900	283,500	388,800	
	52	247,100	285,500	390,200	
	53	248,200	287,300	391,400	
	54	249,600	289,700	392,700	
	55	250,800	292,000	393,800	
	56	252,000	294,500	394,900	
	57	253,200	296,500	396,300	
	58	254,400	299,000	397,500	
	59	255,500	301,300	398,700	
	60	256,700	304,000	400,000	
再	61	258,100	306,400	401,200	
	62	259,100	308,800	402,200	
	63	260,300	311,300	403,600	
	64	261,200	313,600	404,900	
任	65	262,200	315,800	406,100	
	66	263,600	318,000	407,200	
	67	265,000	320,100	408,400	
	68	266,400	322,300	409,500	
用	69	268,000	324,200	410,500	
	70	269,500	326,300	411,700	
	71	271,000	328,400	412,900	
	72	272,400	330,400	414,100	
職	73	273,400	332,500	414,700	
	74	274,600	334,600	415,500	

員 以 外 の 職 員	75	275,900	336,800	416,200
	76	277,100	339,000	416,700
	77	278,300	340,700	417,000
	78	279,400	342,600	417,400
	79	280,600	344,300	417,800
	80	281,800	346,100	418,200
	81	283,000	347,900	418,500
	82	283,900	349,700	418,900
	83	285,100	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600
	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700
	88	289,800	358,700	421,000
	89	290,800	360,000	421,300
	90	291,700	361,300	421,600
	91	292,600	362,700	421,900
	92	293,400	364,100	422,100
	93	293,700	365,600	422,300
	94	294,400	366,900	
	95	295,100	368,200	
	96	295,900	369,400	
	97	296,700	370,400	
	98	297,500	371,400	
	99	298,300	372,400	
	100	299,000	373,400	
	101	299,900	374,300	
	102	300,400	375,300	
	103	300,900	376,300	
	104	301,400	377,300	
	105	301,600	378,100	
	106	302,000	379,000	
	107	302,300	379,900	
	108	302,500	380,900	
	109	302,700	381,700	
	110	302,900	382,700	
	111	303,200	383,700	
	112	303,500	384,700	
	113	303,700	385,300	
	114	303,900	386,200	
	115	304,100	387,100	
	116	304,400	388,000	
	117	304,700	388,800	
	118	305,000	389,500	

119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		
137		400,100		
138		400,400		
139		400,700		
140		401,000		
141		401,300		
142		401,600		
143		401,900		
144		402,200		
145		402,400		
146		402,700		
147		403,000		
148		403,200		
149		403,400		
150		403,700		
151		404,000		
152		404,200		
153		404,400		
154		404,700		
155		405,000		
156		405,200		
157		405,400		
再任用職員	225,200	271,100	324,400	405,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定（第20条第 2 項の規定を除く。）は平成30年 4 月 1 日から、同項の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第62号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 宿日直手当の額は、勤務 1 回につき4,400円（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、6,100円）を超えない範囲内において教育委員会が人事委員会と協議して定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で教育委員会規則で定めるものに退出時から引き続いて行われる宿日直勤務その他教育委員会規則で定めるものにあつては、その額は、6,600円（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、9,150円）を超えない範囲内において教育委員会が人事委員会と協議して定める額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 宿日直手当の額は、勤務 1 回につき4,200円（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、5,900円）を超えない範囲内において教育委員会が人事委員会と協議して定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で教育委員会規則で定めるものに退出時から引き続いて行われる宿日直勤務その他教育委員会規則で定めるものにあつては、その額は、6,300円（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、8,850円）を超えない範囲内において教育委員会が人事委員会と協議して定める額とする。</p> <p>3 略</p>

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第10条関係）

小学校、中学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	157,900	173,900	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	370,000	
	39	227,700	257,100	371,300	

	40	229,400	259,400	372,900	
	41	231,000	262,000	374,000	
	42	232,700	264,400	375,400	
	43	234,300	266,600	376,800	
	44	235,900	268,800	378,300	
	45	237,600	270,900	379,700	
	46	239,100	273,100	381,300	
	47	240,400	275,300	382,900	
	48	241,800	277,300	384,400	
	49	243,000	279,600	385,800	
	50	244,400	281,600	387,300	
	51	245,900	283,500	388,800	
	52	247,100	285,500	390,200	
	53	248,200	287,300	391,400	
	54	249,600	289,700	392,700	
	55	250,800	292,000	393,800	
	56	252,000	294,500	394,900	
	57	253,200	296,500	396,300	
	58	254,400	299,000	397,500	
	59	255,500	301,300	398,700	
再	60	256,700	304,000	400,000	
	61	258,100	306,400	401,200	
	62	259,100	308,800	402,200	
	63	260,300	311,300	403,600	
任	64	261,200	313,600	404,900	
	65	262,200	315,800	406,100	
	66	263,600	318,000	407,200	
	67	265,000	320,100	408,400	
用	68	266,400	322,300	409,500	
	69	268,000	324,200	410,500	
	70	269,500	326,300	411,700	
	71	271,000	328,400	412,900	
職	72	272,400	330,400	414,100	
	73	273,400	332,500	414,700	
	74	274,600	334,600	415,500	
	75	275,900	336,800	416,200	
	76	277,100	339,000	416,700	
員	77	278,300	340,700	417,000	
	78	279,400	342,600	417,400	
	79	280,600	344,300	417,800	
以	80	281,800	346,100	418,200	
	81	283,000	347,900	418,500	
	82	283,900	349,700	418,900	
	83	285,100	351,100	419,300	

外 の 職 員	84	286,300	352,900	419,600	
	85	287,200	354,100	419,900	
	86	288,100	355,700	420,300	
	87	288,800	357,200	420,700	
	88	289,800	358,700	421,000	
	89	290,800	360,000	421,300	
	90	291,700	361,300	421,600	
	91	292,600	362,700	421,900	
	92	293,400	364,100	422,100	
	93	293,700	365,600	422,300	
	94	294,400	366,900		
	95	295,100	368,200		
96	295,900	369,400			
97	296,700	370,400			
98	297,500	371,400			
99	298,300	372,400			
100	299,000	373,400			
101	299,900	374,300			
102	300,400	375,300			
103	300,900	376,300			
104	301,400	377,300			
105	301,600	378,100			
106	302,000	379,000			
107	302,300	379,900			
108	302,500	380,900			
109	302,700	381,700			
110	302,900	382,700			
111	303,200	383,700			
112	303,500	384,700			
113	303,700	385,300			
114	303,900	386,200			
115	304,100	387,100			
116	304,400	388,000			
117	304,700	388,800			
118	305,000	389,500			
119	305,300	390,300			
120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,500			
126		395,200			
127		395,700			

128			396,300		
129			397,000		
130			397,600		
131			398,100		
132			398,600		
133			398,900		
134			399,200		
135			399,500		
136			399,800		
137			400,100		
138			400,400		
139			400,700		
140			401,000		
141			401,300		
142			401,600		
143			401,900		
144			402,200		
145			402,400		
146			402,700		
147			403,000		
148			403,200		
149			403,400		
150			403,700		
151			404,000		
152			404,200		
153			404,400		
154			404,700		
155			405,000		
156			405,200		
157			405,400		
再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第10条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員の	職務の	級			
		1	2	3	4
		級	級	級	級

区分	級 号給	給料月額		給料月額	
		円	円	円	円
	1	157,900	202,300	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	376,400	457,600
	25	205,100	252,100	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	400,300	
	39	228,500	283,500	401,700	
	40	230,300	285,500	403,100	
	41	232,000	287,300	404,800	

	42	233,700	289,700	406,200	
	43	235,300	292,000	407,500	
	44	236,900	294,500	409,000	
	45	238,300	296,500	410,600	
	46	239,700	299,000	411,900	
	47	241,000	301,300	413,400	
	48	242,200	304,000	415,000	
	49	243,600	306,400	416,700	
	50	245,100	308,800	418,100	
	51	246,300	311,300	419,700	
	52	247,800	313,600	421,200	
	53	249,000	315,800	422,900	
	54	250,200	318,000	424,400	
	55	251,600	320,100	426,000	
	56	252,700	322,300	427,600	
再	57	254,000	324,200	429,100	
	58	255,100	326,300	430,600	
	59	256,200	328,400	431,800	
	60	257,400	330,400	433,000	
任	61	258,700	332,500	434,200	
	62	259,800	334,600	435,500	
	63	261,200	336,800	436,800	
	64	262,300	339,000	438,000	
用	65	263,600	340,700	439,200	
	66	265,100	342,900	440,400	
	67	266,600	344,900	441,600	
	68	268,300	347,100	442,800	
職	69	269,700	348,900	444,000	
	70	271,100	350,800	445,200	
	71	272,500	352,800	446,400	
	72	273,900	354,800	447,600	
員	73	275,000	356,400	448,700	
	74	276,400	358,300	449,300	
	75	277,800	360,100	449,800	
	76	279,000	362,000	450,300	
以	77	280,200	363,800	450,800	
	78	281,400	365,500		
	79	282,600	367,200		
	80	283,800	368,800		
外	81	284,900	370,300		
	82	286,100	371,800		
	83	287,300	373,300		
	84	288,500	374,700		
	85	289,500	375,800		

の 職 員	86	290,600	377,200		
	87	291,600	378,600		
	88	292,800	379,900		
	89	293,900	381,200		
	90	295,000	382,500		
	91	296,200	383,700		
	92	297,400	385,000		
	93	297,900	386,300		
	94	298,900	387,400		
	95	300,000	388,700		
	96	301,200	389,900		
	97	302,200	391,300		
	98	303,300	392,300		
	99	304,300	393,400		
	100	305,400	394,400		
	101	306,300	395,300		
	102	307,400	396,300		
	103	308,500	397,400		
	104	309,500	398,500		
	105	310,100	399,200		
	106	311,000	400,100		
	107	311,800	401,000		
	108	312,600	401,900		
	109	313,500	402,700		
	110	313,900	403,600		
	111	314,300	404,400		
	112	314,800	405,200		
	113	315,400	405,800		
	114	315,800	406,500		
115	316,300	407,200			
116	316,800	407,900			
117	317,400	408,500			
118	317,900	409,000			
119	318,300	409,400			
120	318,800	409,800			
121	319,300	410,200			
122	319,700	410,500			
123	320,200	410,800			
124	320,700	411,000			
125	321,300	411,200			
126	321,600	411,500			
127	321,900	411,800			
128	322,200	412,000			
129	322,400	412,200			

130	322,700	412,500		
131	323,000	412,800		
132	323,300	413,000		
133	323,500	413,200		
134	323,700	413,500		
135	323,900	413,800		
136	324,200	414,000		
137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		
144	326,200	416,000		
145	326,500	416,200		
146	326,700			
147	327,000			
148	327,300			
149	327,500			
150	327,700			
151	328,000			
152	328,300			
153	328,500			
再任用職員	234,000	274,300	331,100	415,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 (第10条関係)

学校栄養職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200

	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800
再	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100
	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400
任	43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600
	44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800
	45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000
	46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800
用	47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000
	48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100

	49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100
	50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100
職	51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100
	52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100
	53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900
	54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700
員	55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600
	56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500
	57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000
	58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800
以	59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600
	60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400
	61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800
	62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500
外	63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200
	64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900
	65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300
	66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900
の	67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600
	68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200
	69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600
	70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100
職	71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600
	72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100
	73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700
	74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200
員	75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400
	86		289,500	325,400	346,300	
	87		289,700	325,600	346,600	
	88		289,900	326,000	346,900	
	89		290,300	326,400	347,300	
	90		290,500	326,800	347,600	
	91		290,700	327,200	348,000	
	92		290,900	327,600	348,300	

93		291,300	327,900	348,700	
94		291,500	328,100	349,000	
95		291,700	328,500	349,300	
96		292,000	328,800	349,600	
97		292,400	329,000	349,900	
98		292,700	329,300	350,300	
99		292,900	329,600	350,700	
100		293,200	329,900	351,100	
101		293,500	330,100	351,600	
102		293,700	330,400	352,000	
103		293,900	330,800	352,400	
104		294,200	331,000	352,800	
105		294,500	331,200	353,300	
106			331,400		
107			331,800		
108			332,000		
109			332,200		
110			332,600		
111			333,000		
112			333,400		
113			333,600		
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第63号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当) 第17条 略 2 宿日直手当の額は、勤務1回につき4,400円 (人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,400円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務その他人事委員会規則で定めるものにあつては、その額は、6,600円(人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、1万1,100円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。 3 略</p> <p>(勤勉手当) 第22条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の警察官のうち再任用警察官以外の警察官 当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した警察官にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>(特定幹部警察官にあつては、<u>100分の115</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の警察官のうち再任用警察官 当該再任用警察官の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>(特定幹部警察官にあつては、<u>100分の57.5</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 略</p>	<p>(宿日直手当) 第17条 略 2 宿日直手当の額は、勤務1回につき4,200円 (人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,200円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務その他人事委員会規則で定めるものにあつては、その額は、6,300円(人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、1万800円)を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。 3 略</p> <p>(勤勉手当) 第22条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の警察官のうち再任用警察官以外の警察官 当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した警察官にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>(特定幹部警察官にあつては、<u>100分の110</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 前項の警察官のうち再任用警察官 当該再任用警察官の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>(特定幹部警察官にあつては、<u>100分の52.5</u>)を乗じて得た額の総額 3～5 略</p>

別表第2を次のように改める。

別表第2(第7条関係)

警 察 官 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600	381,900	422,800
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800	384,100	424,600
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100	386,000	426,500
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300	388,100	428,400

5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300	389,800	429,800
6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400	391,800	431,500
7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600	393,600	433,100
8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800	395,400	434,600
9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500	397,100	436,200
10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700	399,100	437,900
11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700	401,100	439,500
12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900	403,200	441,100
13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700	404,900	442,200
14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	374,800	407,000	443,800
15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	376,800	409,000	445,600
16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
25	214,100	231,100	252,300	284,200	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
29	221,200	237,400	257,100	291,900	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	

再	49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
	50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
	51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
	52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
任	53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
	54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
	55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
	56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
用	57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
	58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
	59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
	60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
警	61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
	62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	
	63	264,500	281,200	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	
	64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
察	65	266,500	284,100	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
	66	267,700	285,500	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
	67	268,900	287,000	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
	68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
官	69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
	70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
	71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
	72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
以	73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
	74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
	75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
外	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
の	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	
警	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500		
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800		
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000		
察	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200		
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500		
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800		
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000		

官	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200				
	94	300,600	324,200	350,600	384,200						
	95	301,700	325,600	352,100	384,800						
	96	303,000	326,900	353,600	385,300						
	97	304,100	328,100	354,900	385,700						
	98	305,300	329,400	356,100	386,100						
	99	306,500	330,700	357,200	386,700						
	100	307,700	332,000	358,400	387,200						
	101	308,900	333,400	359,500	387,600						
	102	309,900	334,300	360,600	388,100						
	103	311,000	335,400	361,700	388,700						
	104	312,000	336,600	362,900	389,200						
	105	312,800	337,700	364,100	389,500						
	106	313,400	338,800	364,600	389,900						
	107	314,000	339,800	365,200	390,400						
	108	314,700	340,900	365,800	390,700						
	109	315,200	342,100	366,400	391,000						
	110	315,700	343,100	366,900	391,500						
	111	316,200	344,100	367,400	392,000						
	112	316,800	345,000	367,900	392,500						
	113	317,600	345,900	368,300	392,800						
	114	318,300	346,800	368,700	393,300						
	115	319,000	347,800	369,300	393,800						
	116	319,700	348,800	369,800	394,300						
	117	320,300	349,800	370,200	394,600						
	118	321,100	350,300	370,700	395,100						
	119	321,800	350,900	371,300	395,600						
	120	322,600	351,500	371,800	396,100						
	121	323,200	351,800	372,000	396,500						
	122	323,500	352,200	372,500	397,000						
	123	324,000	352,700	373,000	397,400						
	124	324,500	353,100	373,400	397,900						
	125	324,800	353,500	373,900	398,300						
	126		353,900	374,400							
	127		354,400	374,900							
	128		354,800	375,400							
129		355,200	375,700								
130		355,600	376,200								
131		356,000	376,700								
132		356,400	377,200								
133		356,600	377,500								
134		357,100	378,000								
135		357,500	378,400								
136		357,800	378,800								

	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用警察官		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定（第22条第2項の規定を除く。）は平成30年4月1日から、同項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。